

障企自発1010第2号
令和5年10月10日

各 都道府県
市区町村 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長
(公 印 省 略)

補装具費（眼鏡等）の支給決定に当たっての確認の徹底のお願い

先般、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく医療扶助による生活保護受給者に対する眼鏡の支給に当たって、眼鏡販売事業者が、自治体に対して、給付額を過大に請求していたとの不適切な事案が発生したところです。その後、当室より、当該販売事業者に聞き取りを行ったところ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）における補装具費支給制度においても、補装具費の支給決定に当たって、不適切な事案が判明しました。

本事案を踏まえ、各市区町村におかれましては、補装具費の支給決定に当たって、見積書の金額が告示の基準額の範囲内となっているかどうかのみならず、見積書の品名・機能等が医師の意見書に合致したものであるかどうか、補装具費支給制度の対象製品であるかどうか等の確認を徹底していただきますよう、お願ひいたします。

また、内容に疑義が生じる場合には、意見書を作成した医師に確認する等のご対応を行っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【主な不適切な事案】

- 医師の意見書に基づき、乱視を含まない掛けめがね式遮光用眼鏡を申請すべきところ、販売事業者が、乱視を含む眼鏡として見積書を作成し、自治体において、基準額の範囲内で当該見積書の価格にて支給決定されていたもの。
- 医師の意見書において、遮光機能付き矯正用眼鏡の指示があったが、レンズカラーの指定がなかったため、販売事業者が「屋内では遮光機能は必要なく、屋内外兼用で使用したい。」という申請者の要望を受けて、制度の支給対象外である高額な調光レンズとして見積書を作成し、自治体において当該見積書の価格にて支給決定されていたもの。
- 医師の意見書において、補聴器のイヤモールド交換の指示があったが、販売事業者が申請者の補聴器を調整する中で、イヤモールドではなく耳栓が適していると無断で判断し、耳栓を支給した上、その支給基準額の範囲内において、別の商品を支給していたもの。